

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

令和6年度の地方消費税(社会保障財源化分)の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	72,097千円
【歳出】	地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	601,742千円

(単位：千円)

区分		令和6年度 決 算 額		社会保障 施 策 費	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	都支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
		A	うち人件費 B	A－B					
民生費	社会福祉費	418,893	41,309	377,584	71,872	86,491	1,094	218,127	26,135
	老人福祉費	340,020	4,470	335,550	3,702	185,404	3,980	142,464	17,069
	児童福祉費	462,295	58,776	403,519	126,192	162,204	6,006	109,117	13,074
衛生費	保健衛生費	364,276	91,524	272,752	517	123,684	16,517	132,034	15,819
合 計		1,585,484	196,079	1,389,405	202,283	557,783	27,597	601,742	72,097

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による
※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分